

生食発1210第1号
令和2年12月10日

各 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について

公衆浴場の衛生及び風紀については、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第3条第1項において、営業者が必要な措置を講じることとされ、また、同条第2項において、都道府県等が当該措置の基準を条例で定めることとされています。

また、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日付け生衛発第1,811号厚生省生活衛生局長通知）の別添2「公衆浴場における衛生等管理要領」及び別添3「旅館業における衛生等管理要領」においては、男女の混浴制限年齢の目安を示しています。

今般、「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）の研究成果や、本改正に係るパブリックコメントの結果等を踏まえ、公衆浴場における衛生等管理要領等に定める男女の混浴制限年齢の目安等を別紙のとおり改正しました。

改正内容についてご留意いただくとともに、本改正を踏まえ条例等を改正する場合には、地域住民等への影響を考慮し、十分な周知期間を確保していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

公衆浴場における衛生等管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正)

改正後	改正前
<p>公衆浴場における衛生等管理要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 衛生管理</p> <p>第1 一般公衆浴場</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 飲用水供給設備の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ただし、温泉法(昭和23年法律第125号)に基づき、都道府県知事が飲用の許可を与えていたる温泉については、適用しない。(略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 入浴者に対する制限</p> <p>(1) おおむね<u>7歳以上</u>の男女を混浴させないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>IV (略)</p>	<p>公衆浴場における衛生等管理要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 衛生管理</p> <p>第1 一般公衆浴場</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 飲用水供給設備の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ただし、温泉法(昭和23年法律第125号)<u>第12条</u>に基づき、都道府県知事が飲用の許可を与えていたる温泉については、適用しない。(略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>9 入浴者に対する制限</p> <p>(1) おおむね<u>10歳以上</u>の男女を混浴させないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>IV (略)</p>